

# 日弁連委員会ニュース

## 12月号 CONTENTS

人権を守る	1・4面	国際交流委員会ニュース	10面
死刑廃止を考える	5・6面	貧困問題対策本部ニュース	11面
家事法制ニュース	7・8面	立法対策センターニュース	12面
日弁連刑事弁護センターニュース	9面		

### 日弁連人権ニュース

編集責任：日弁連人権擁護委員会

# 人権を守る

2012.12.1 第54号

※題字は北山六郎元日弁連会長

## 日弁連の大綱案公表

### 患者の権利を守り安全で質の高い医療の確立を目指して

本年10月29日、日弁連は患者の権利に関する法律大綱案を執行し、公表しました。

この大綱案では、総論として、人間の尊厳の不可侵や差別禁止など医療における基本的な人権の保障、医療における自己決定権等の保障を規定し、さらに、安全で最善の医療を平等に受けることの権利性も明示しています。そして、これらの制度の実現の基本的責務は、国・地方公共団体が負うことを明

らかにしました。また、各論では、カルテ開示などの情報に関する制度、インフォームド・コンセント等自己決定権に関する制度、虐待の禁止に関する規定のほか、医療事故の調査・救済の制度、患者の権利擁護の制度なども定めています。医療を受ける子どもについては、特に項を設けて充実した規定を置いており、本大綱案のひとつの特徴となっています。

自己決定権あるいはインフォー

ムド・コンセント原則を中心に、患者の権利の一部は、医療現場においても受け入れられつつあります。しかし、自己決定権以前に、例えば、言葉が通じなければ決定に必要な情報も得られませんが、現実には様々な言語の人が医療を受けられるような病院は多くはありません。様々な障がいがある方の場合も同様の問題があるでしょう。こうした場合にコミュニケーションを補助したり、判断自体を

手助けしたりする制度なども考えなければ、自己決定権保障は十分とは言えないでしょう。

また、現在の子どものおかれていた医療環境は、医療に伴って過大な権利の制約がなされることを示しています。

例えば、長期入院している子どもたちのうち、院内学級等で学ぶ機会がある子どもは多くありません。面会や親の付添いは、理不尽に制限されているようなことも、しばしば見られます。

しかし、医療を理由とした制限でも、本当に医療上必要な制約ではなく、医療制度上の問題や、単なる医療ハタリナリズムに基づく慣行に過ぎない場合も多いでしょう。こうしたことを、「病気だから仕

方ない」と見過ごさず、社会生活を営むという全ての人の権利を前に、ひとつ一つ考えてみることは、小児の分野に限らず必要でしょう。

さらに、近年の大きな問題として、医療を受ける機会の保障自体が危うい状態にあります。例えば、多数の世帯が国民健康保険料を払いきれず、健康保険の利用を制限されたり、自己負担分の医療費が払えずに受診できないといった報告も少なくない現状を見れば、国民皆保険が有名無実化しつつあるとすら言えます。また、地域や診療科目による医療機関、医療従事者の偏在、あるいは、苛酷な労働条件や精神的な負担などから医療従事者の不足が生じていることも、深刻な問題となっています。

日弁連は、こうした医療の現状

に対して、医療を改善する根本的な視点として、患者の権利法大綱案を提案しました。患者の権利法という点、医療従事者などから、今でも大変な医療従事者を更に追いつめるものだ、と言われることもありますが、しかし、患者の権利を守る医療とは、同時に、医療従事者が、安全で最善の医療を提供できる環境が守られた医療です。つまり、患者の権利法は、患者にとっても、医療従事者にとっても、現在の医療制度の改善を求める共通の基盤といえるものなのです。私たちは、今後も様々な立場の人たちとの対話を繰り返しながら、患者の権利法の実現、ひいては、安全で質の高い医療の確立を目指していきたい、と考えています。

(人権擁護委員会第四部会委員 平原 興)



子どもにも病気の理解が必要。理解を促すためのぬいぐるみ「フレバちゃん」

## 幸せな終末期を迎えるには

—「尊厳死」法制化の是非をめぐって—

本年三月、超党派の議員によって組織されている尊厳死の法制化を考える議員連盟が、終末期の医療における患者の意思の尊重に関する法律案(仮称)を明らかにしました。同法律案は、終末期の延命治療の開始を希望する患者の意思を表示する書面などに従って、延命治療の不開始(六月に中止も含める修正案が提案)をした医師を免責することを主たる内容とするものでした。

しかしながら、終末期といっても、加齢によって徐々に迎えることもあれば、突然の傷病により思いがけずある日突然迎えてしまうこともあります。疾患や病態も多様であって、どの医療行為が延命治療にあたるのかも様々でいすれも容易に定義できず、一律に考えることができ

ません。また、尊厳ある死は誰もが希望するところではありませんが、どの段階でどの延命治療を受けるかどうかは、その人的人生观や生き様により、患者自身が決定するべきことです。そして、この決定をするためには、疾患や治療内容、予後などについての十分な情報提供と分かりやすい説明が必須です。しかも、患者が一人で簡単に決定することもできないため、患者の決定をサポートする仕組みも必要です。他方で、医療・介護制度や社会保障が充実していないと、家族などへの遠慮から、患者が自

由に決定することは困難となってしまうことを忘れてはなりません。また、決定する能力がない、あるいは乏しい患者の場合の終末期の意思決定をどうするかは重要な課題です。さらに、人工呼吸器など延命治療に該当するときに受けている治療を受けつつ生活している障がい者の方たちが治療を続けることに、圧迫や制約を感じるものがあつてはなりません。

本法律案は、以上のような多くの問題を等閑視した内容と言わざるを得ません。日弁連は、本年四月にこれに反対する会長声明を明らかにしました。この動きを契

機にして、本年五月、人権擁護委員会第四部会、同差別禁止法特別部会、高齢者・障害者の権利に関する委員会所属の委員による「尊厳死」の法制化に関するプロジェクトチームが設置されました。

終末期の意思決定については、現在、厚生労働省や各学会等が作成したガイドラインがあります。リビングウィルや事前指示書などが作成され、運用されている実情もあります。これらの終末期の現状や問題点を十分に把握した上で、全ての人が真に自己の自由意思に従って納得し、幸せな終末期を迎えられるために、どのような法整備があるのか否か等の調査研究を進めています。

P T 座長 増田 聖子

## 患者の権利法大綱案の骨子

- ◆人間の尊厳の不可侵、差別の禁止など、医療における基本的権利の明確化
- ◆自己決定権の保障を中心とした患者の権利の確立による、患者主体の医療の実現
- ◆安全で最善の医療を平等に保障する医療保障制度の拡充
- ◆これらの権利保障のための、国・地方公共団体の責務の明確化

# オスプレイ問題で、いま沖縄は

## — 緊迫した現地からの報告 —

### 傍若無人に飛び回るオスプレイ

本年10月6日、ついに、岩国から沖縄普天間基地に最後のオスプレイが移駐し、全二機が普天間基地への配備を完了しました。連日市街地上空を含めた訓練飛行が繰り返され、那覇市中心地でもプロペラを傾けた転換モードで飛行する姿も見られ、日米の運用合意という「できる限り人口密集地を飛行しない」「できる限り転換モードは短時間にする」と、「できる限り」が、全く意味のない合意であることが、配備直後から明らかとなっています。

オスプレイは、すでに本格的訓練に入っており、10月22日には、コンクリートブロックをつり下げた状態で、伊江島集落上空での旋回訓練を行い、二三日には、夜七時から九時まで、伊江島、那覇、浦添の上空での夜間飛行訓練を実施しています。

ハワイでは、オスプレイの危険性を訴える市民の声を訓練が一部中止されていますが、沖縄では、県民を挙げての反対の声を無視するかのよう、いや、それ以上にあざ笑うかのよう、連日、飛行訓練が繰り返されています。

### 全県挙げての反対を踏みにじった強行配備

沖縄県は、全県民を挙げてオスプレイ配備に反対し、「ノーオスプレイ」県民大会実行委員会が、沖縄県議会、全市町村長、市町村議会、経済団体、労働団体をはじめ、あらゆる団体を網羅して結成されました。県民大会は台風の影響で延期され、九月九日に開催されましたが、官野海浜公園には一〇万人以上の県民が結集しました。宮古島、石垣島でも同様に集会が開催されました。沖縄弁護士会も実行委員会に参加し、「沖縄弁護士会」を記載したブルーの幟をたて、会員が集会に参加し、加藤会長は壇上になり、集会の締めくくりを行いました。

県民の意思は、世界で一番危険な普天間基地にオスプレイを配備することは絶対に許さない、との一点でまとまり、県民の心を無視して配備強行をすすめる日本政府と米軍に対して、強い怒りと抗議の声をあげました。

にもかかわらず、日本政府と米軍は、沖縄配備を強行したのであります。

### 米軍・警察が、暴力的に県民排除

配備にあたって、県民は、台風



警察隊に排除される住民(於：普天間基地野嵩ゲート)

の中、普天間基地に通じる三つのゲート全てに車を持ち込み、普天間基地の完全封鎖を行いました。それから、二四時間余り、普天間基地は完全にマヒし、機能を停止しました。米軍は、仕返しのように、基地敷地内にある「市民駐車場」を閉鎖してしまつた上、自分たちの通路として確保するため、拳銃で武装した米兵を公道の歩道に立たせ、装甲車を歩道に乗り上げ、県民を威圧しました。市民駐車の閉鎖は、今も続いています。米軍にはの言えぬ警察は、「オスプレイを無傷でお迎えせよ」との日本政府の意向に従うかのよう、九月三〇日午後から夜にかけて、道交法違反、刑法違反として、

県民を暴力で排除した上、排除した県民を、四台の機動隊がまぼこ車で囲いを作つた車道の一角に閉じ込め、三時間以上にわたつて、身動きのできない状態で拘束を続けたのです。

### 怒りの渦中、またもや女性暴行事件

県民の怒りが続く中、10月16日未明、米兵二名による女性に対する暴行事件が発生しました。加害米兵は、事件の翌日には海外の基地に移動する予定で、脱出されてしまつては、事件解決は不能になることでした。女性に対する暴行事件は、沖縄が復帰して以後、すでに一七件も発生しています。そのたびに綱紀粛正が叫ばれますが、米軍基地が存在し続ける限り、基地に起因する人権侵害の状況は変わらないでしょう。米軍は、綱紀粛正に取り組みとして、米軍人の夜間外出を禁止しましたが、過去の経験から、全く意味のないことを県民は知っています。県、各市町村議会は、地位協定の抜本的改定

基地の大幅な整理縮小、撤去を求める決議を次々とあげ、様々な団体で抗議行動を続けています。また、NPO法人を窓口、「性暴力被害者電話相談」を設置しました。



東村高江のゲート近くを飛ぶオスプレイ

沖縄県民の怒りは、一層強くなり、オスプレイ配備後も連日、抗議と盛り込みが続いています。たご揚げ、風船上げなど、連日様々な反対行動も続いています。(10月24日記) 基地問題に関する調査研究特別部会委員・沖縄弁護士会所属 三宅(俊司)

## オスプレイと

## 日米地位協定の問題点

オスプレイは、様々な危険性が指摘されていますが、中でもいわゆるオートローテーション機能による着陸が安全にできないといわれています。これは、ヘリコプター

のエンジン停止時に、機体が落下する際の気流でプロペラが回転する揚力を利用して安全に着陸する機能のこと、日本の航空法施行規則では、この機能がないヘリコ

プターの飛行は禁止されています。しかし、日米地位協定の実施に伴う航空法特例法により、米軍機については安全確保のための航空法の規定がほとんど適用除外とされ

ているため、オスプレイにはこの規制が及ばないのです。重大事故を繰り返してきたオスプレイについて、主権国家として、航空法による規制を及ぼすことができないという、大きな問題がここにあり

ます。また、オスプレイは、沖縄ばかりでなく本州・四国・九州・沖縄を縦断する六つのルートで、低空飛行訓練を行うことが明示されています。実際はこれまでも、このような訓練を米軍機が行つてい

ます。さらに、オスプレイのホバリングやエンジンテストの騒音はかな

り大きく、また、強い下降気流によってヤンバルクイナ、イヌワシなど希少種の生息地が被害を受け、危険性が指摘されています。米軍の活動によっても、公害や環境破壊が許されないのは当然ですが、(基地問題に関する調査研究) 特別部会委員 中村(晋輔)

## 2011年 沖縄基地調査報告書 完成!

堂々330頁の沖縄基地調査報告書が完成した。佐喜眞美術館所蔵の丸木位里・丸木俊各氏の大作「沖縄戦の図」もワイドに収録。日弁連人権擁護委員会の基地問題に関する調査研究特別部会が、昨年11月に現地調査に入った結果をまとめた。日弁連は1958年以降、8次にわたって沖縄に関する調査報告をとりまとめているが、新たなページが加えられた。

今回の調査は、普天間基地の返還が進まず、危険が放置され続け、他方でオスプレイの配備が強行されるという状況の下、普天間、嘉手納等の米軍基地による被害の実態、辺野古移設の実態などを、直接見分、把握するために計画された。沖縄の人々の著しい人権侵害を根絶するため、私たちは自分のこととして真剣に考え行動する必要がある。本報告書がながしかの参考になることを期待したい。(基地問題に関する調査研究特別部会部会長 佐々木 健次)

日弁連は本年九月五日、東京都杉並区監査委員に対し、区議会の議員や会派による政務調査費の支出に関する住民監査請求の結果を公表する際に、議員名や会派名を明らかにしなかったのは市民の知る権利を侵害するとして、実名を公表するよう勧告を行いました。

住民監査請求の結果については、地方自治法二四二条四項が「公表しなければならぬ」と定めるだけで、自治体によって公表の態様に差があります。そのなかで、杉並区議会議員による政務調査費の使用に、不明朗で私的流用が疑われるものがあると監査を請求したところ、監査結果の通知で議員名や会派名が仮名にされ(政務調査費の返還を要するとされた議員・会派のみ別表に実名を記載)、知る権利を侵害されたとして、区民から人権救済の申立てがありました。

しかし、政務調査費は住民の税金を原資とし、公的存在である議員の調査研究に充てられることを前提に交付されています。そのため、政務調査費の使途は、住民にとって正当な関心事であり、個人情報に該当するとは考えられません。また、監査委員が政務調査費

の使途に問題なしと判断しても、住民が各議員の活動を評価するにあたり、各議員や各会派が、どのような使途に政務調査費を充てたのか、というのには有意義な情報です。そのため、住民自治の観点からも、議員名や会派

も、監査結果で議員名や会派名が匿名とされたことで、果たして監査請求人の知る権利が侵害されているのか、という問題はありました。監査請求人は、住民監査請求を行うに先立ち、情報公開請求で情報を得ているので、監査結果で匿名とされた議員や会派を特定することができるからです。

しかし、監査請求人以外の市民は、匿名とされた議員や会派を特定できず、知る権利が侵害されたことになりません。そのため、やはり議員名や会派名は実名を記載すべきだ、との結論に達しました。

調査の過程で、東京都内の四十八区市に対し、住民監査請求の公表の態様を照会したところ、四十三区市から回答があり、そのうち杉並区と同じように、議員名や会派名を匿名としている自治体は小平市、狛江市の二区市しかありませんでした。これに対し、十五区市は、「議員は公人だから」「地方自治法の趣旨に沿って」などの理由で実名にしています。この結果は、公的存在である議員や会派に関する情報について、公表の要請が強いことを示しており、匿名とするこの特異さは際立っていました。

今回の勧告により、杉並区監査委員が監査結果において議員名や会派名を匿名としたことは、到底看過できるものではない、と判断しました。

## 議員・会派は実名で公表を 杉並区議会の 政務調査費 監査結果で勧告

名を匿名にすることは、認めるべきではありません。日弁連としては、このように考え、杉並区監査委員が監査結果において議員名や会派名を匿名としたことは、到底看過できないものではない、と判断しました。

名を匿名にすることは、認めるべきではありません。日弁連としては、このように考え、杉並区監査委員が監査結果において議員名や会派名を匿名としたことは、到底看過できないものではない、と判断しました。

今回の勧告により、杉並区監査委員が監査結果において議員名や会派名を匿名としたことは、到底看過できるものではない、と判断しました。

今回の勧告により、杉並区監査委員が監査結果において議員名や会派名を匿名としたことは、到底看過できるものではない、と判断しました。

## 良質の、読まれる紙面をめざして 一人権ニュースモニター座談会

### 「ゴミ箱へ直行か？」

一人権ニュースは読まれていないのではないかと。いや、そんなことはない。

基本的な人権の擁護は弁護士の基本の責務です。会員の多くは関心があるに違いありません。

「読んでくれないのは残念だ」「読まずに捨てていた」

モニター座談会の冒頭、参加したモニターの方々は、口々にこのように切り出して、自己紹介をしました。

人権擁護委員会では、昨年一月から今年の一月までの一年間、一人権ニュースモニターを実施しました。全国の弁護士会から各一名のモニターを委嘱し、一人権ニュース各号(第五〇号から第五三号まで)に対するアンケートを行いました。

モニター座談会はその締めくくりとして、モニター対象最終の第五三号(九月一日発行)のアンケート終了後の一〇月二六日、全国から六名のモニター経験者にお集まりいただいて、開催されました。

文字がきつりしり…はタメ 証人が「このくらい幅です」と手を使って示しても、「今あなたがこのくらいと言ったのは証言台の幅の半分くらいで

すね」などとあくまでも言葉に直す。最近少し事情が変わっているように、言いたいことを文字だけで表現しようとするのは、私たちの特技かもしれません。一人権ニュース紙面も少し気を緩めると、あっという間に文字だらけになってしまっています。

しかし、書くのは好きでも読むのは嫌い、だと思わなければなりません。文字だけの紙面は、そのまま「ゴミ箱行き」となる危険性がぐんと高まります。

「読んだことはなかった」「読まずに捨てていた」

モニター座談会の冒頭、参加したモニターの方々は、口々にこのように切り出して、自己紹介をしました。

人権擁護委員会では、昨年一月から今年の一月までの一年間、一人権ニュースモニターを実施しました。全国の弁護士会から各一名のモニターを委嘱し、一人権ニュース各号(第五〇号から第五三号まで)に対するアンケートを行いました。

モニター座談会はその締めくくりとして、モニター対象最終の第五三号(九月一日発行)のアンケート終了後の一〇月二六日、全国から六名のモニター経験者にお集まりいただいて、開催されました。

文字がきつりしり…はタメ 証人が「このくらい幅です」と手を使って示しても、「今あなたがこのくらいと言ったのは証言台の幅の半分くらいで



正面左から、久保内浩嗣(第二東京)、岩田武司(横浜)、飯塚文子(栃木県)の各会員

アンケートの結果も、記事のテーマ選択及び内容とも、おおむね高評価を得ました。しかし、参加者からは、テレビや新聞で報道されている話題で、目新しさがあった、との指摘が相次ぎました。確かに、一人権ニュースには速報性があるわけでも、詳細するだけの紙面があるわけでもありません。

記事の多くが証拠開示の重要性、あるいは検察官の証拠隠しに触れていました。それならば弁護士と検察官との証拠開示をめぐる攻防に焦点を絞ってみてはどうだろうか。その方が興味深く、役に立つ情報である。

参加者から出された意見ですが、一人権ニュースならではの情報発信が期待されるのだと思えます。

また、人権救済申立事件関連の記事は情報に独自性があり、警告・勧告をしたときは必ず掲載するようにしています。最近では執行後の状況についても載せるようにしています。

こうした記事についても、参加者から「まさに一人権ニュースだな」との声がありました。全国の弁護士会が同様に大量に抱える受刑者からの人権救済申立事件はもろろん、それ以外の様々な事件についても、どのような申立てがなされる、どのような救済がなされているのかをお伝えしていくのは、一人権ニュースの重要な役割であることを再認識しました。

なぜ読んで欲しいのか 書いたら読んで欲しいのが人

文字がきつりしり…はタメ 証人が「このくらい幅です」と手を使って示しても、「今あなたがこのくらいと言ったのは証言台の幅の半分くらいで



左から、三橋開花(静岡県)、津田理史(滋賀)、岡本矢(福井)の各会員

情ですが、委員会が、一人権ニュースが読まれているかどうかを気にしているのは、それだけの理由によるものではありません。

弁護士を取り巻く様々な状況の変化の中でも、基本的人権の擁護と社会正義の実現という弁護士の基本的責務は失われることのないようにすることが大切であり、そのため一人権活動の広報が果たす役割が重要であると考えているからです。

秘密保全法制や沖繩基地問題など、日弁連として一定の方向性の定まった問題であっても、立場の異なる方や反対利益への配慮、具体的な根拠に基づいた意見を、参加者の多くからいただく必要があります。そのため記事の分量を増やすべきである、という指摘もありました。

増ページは難しいと思いますが、ページ数を減らした方が良いとの意見は、アンケートをお答えいただいたモニターの方々のなかにも出ていたことにご注意を強くして、読めやすく、分かりやすく、一人権ニュースならではの情報をお届けできる紙面作りに努めて参りたいと思えます。

(一人権ニュース編集委員会 委員長 増子 孝徳)

特別部会紹介 差別禁止法特別部会

政策形成をリードする 弁護士たち

日弁連人権擁護委員会には、常設の七つの部会のほか、特別部会が設置されています。今回はその中から、差別禁止法特別部会の活動を紹介します。

はじめに

差別禁止法特別部会(正式名称・障害のある人に対する差別を禁止する法律に関する特別部会)の設立は、二〇一一年第四回人権大会シンポジウム「障害者差別禁止法の制定を目指して」に端を発している。二〇一〇年に人権擁護委員会内の部会として発足し、以来、一貫して障害者差別禁止法の制定を目指して様々な活動を行ってきた。

当部会の特徴は何といつても、全国の障がい有する弁護士が集まる集団だ、という点である。初代部長及び現部長が視覚障がい有するに始まり、聴覚障がい、車いす、家族に精神障がいや発達障がいのある子どもなど、障がい当事者又はそれに準じる弁護士が主となって集い、毎回障がいのある人の人権について熱心な議論を行っている。

大小様々な活動を行ってきたが、柱となるのは、①障害者差別禁止法、②障害者虐待防止法、③障害者基本法改正の三つに対する日弁連又は意見書作成と提言活動であらう。

障害者差別禁止法

障害者差別禁止法については、部会発足以来、障がい者団体ヒアリングや国会議員との意見交換などの活動を経て、二〇一〇年に人権擁護委員会としての法案を発表し、さらに議論を深めて、二〇一〇年七月三日に日弁連としての法案概要を発表した。そして、一般向けの啓発冊子を作成し、シンポジウムや院内集会などを開催してきた。

このような長年にわたる活動が今、ようやく結実しようとしている。それは二〇一〇年二月に国連で障害者権利条約が成立し、これを批准するための法整備を目的として、二〇一〇年一月に、内閣府に障がい者制度改革推進会議が設置されたことが大きな要因である。

推進会議の担当室長(事務局長職)に、当部会の委員であった車いすの東俊裕弁護士が就任し、推進会議の委員に、当部会の初代部長である全盲の竹下義樹弁護士、障がいのある子どもの教育に詳しい大谷恭子弁護士が就任した。これにより、今まで政策形成過程の外から働きかけを行っていたのが、完全に政策形成過程の内部に入って議論することが可能となった。以後私たちはこれら委員を通して、推進会議における議論をリードしてきたといっても過言ではない。二〇一〇年に発足した推進会議内の差別禁止部会には、前記竹下・大谷弁護士その他、当部会から池原毅和弁護士も委員に就任した。

障害者虐待防止法

私たちは、二〇一〇年人権大会の基調報告において、既に障害者虐待防止法の試案を出しており、差別と並んで重い人権侵害である虐待についても、明確な問題意識を持って取り組んできた。そして二〇一〇年、日弁連として、障害者虐待防止法の制定を求める意見書を取りまとめ、あるべき虐待防止法の議論の枠組みを作った。その後、二〇一一年に制定された障害者虐待防止法が、家庭と施設の場だけでなく、「使用者」の章で雇用の場における虐待を対象としたことは、日弁連意見書の趣旨を踏まえたものと評価できる。

しかし、日弁連は、学校と医療機関も、虐待の起きやすい場所として法の規制対象とすることを求めていたが、関係団体及び官庁の抵抗が強く、最終的な法律では二つの対象から外され、各一条だけ概括的な条文が設けられることと終わってしまったのは、悔やまれるところである。運動の成果

これ以上迫害しない

～難民認定申請者の收容回避に向けた新たな取組～

定申請者が長期間、入国管理局の收容施設に收容されてきました。しかし、世界的には、難民認定申請者の收容が受入国での新たな迫害にたりかねないとして、收容代替措置(ATD=Alternatives to Detention)が多く取り入れられてきています。ATDとは、難民認定申請者のシェルターなどを提供して生活を支援し、他方で逃亡の阻止や適正手続の実現に向けたカウンセリングの提供などを行うことにより、難民認定手続中の收容を回避する取組です。

2 NGOによる 難民サポート

ATDには、民間による日常的な生活支援が不可欠です。難民認定申請者に対しては、これまで生活支援を提供してきた複数のNGOが、ATDにおいても支援を担っていくこととなります。そして、難民を支援するNGOの集合体として、なんびんフォーラム(FRJ)という組織が形成されています。

4 覚書の締結と三者 定期協議の開催

法務省、FRJ及び日弁連は、日本での本格的なATDの実現及びその他の難民行政の改善に向けて、本年二月一日に覚書を締結しました。この覚書に基づいて、三者間で定期協議を開催し、ATDの具体的実施方法の検討についてATD作業部会を設けています。

現在は、二〇一三年三月までのパイロットプロジェクトとして、特定の難民認定申請者を対象としたATDを試行し、この実施・検証を通して、日本でのATD本格導入を目指しています。

1 入管施設への 收容は新たな迫害

難民認定申請者の難民該当性を判断するための手続には、異議申立手続を含めると二年以上を要することがほとんどです。その間、在留資格を有しない多くの難民認定申請者が長期間、入国管理局の收容施設に收容されてきました。

3 日弁連の取組

人権擁護委員会は、これまで法務省との協議などを通じて、難民認定申請者の收容問題につき継続的に取り組んできました。特に、二〇一一年一月五日には、A

5 難民行政改善への 期待

法務省、日弁連、民間が協働して難民認定申請者の收容回避を目指すことのような取組は、画期的なものです。覚書及び三者協議の

障害者基本法改正

推進会議の議論を踏まえ、二〇一〇年六月に閣議決定された基本方針においては、権利条約批准のために、まず障害者基本法の改正

3 日弁連の取組

が必要であると確認された。日弁連は、権利条約の趣旨と理念を最大限取り込んだ形の基本法改正を目指して、独自の法案を作成し、二〇一〇年二月に発表するとともに院内集会を行って運動を盛り上げた。その結果、二〇一一年に改正障害者基本法が成立し、障害者の定義、差別的定義、地域社会における共生の原則の規定などに一定の成果が見られた。

5 難民行政改善への 期待

推進会議は改正障害者基本法に基づき本年から政策委員会に改組され、議論が引き継がれている。いかなる政権の下でも、人権に関わる法律と施策だけは、一刻も遅れることなく成立、実行されることを願ってやまない。



覚書に調印する法務省・FRJ・日弁連の各代表

編集後記

今号ではじめて、編集担当を任せさせていただきました。改めて、読者がどのような記事を読んでいるのか、どのような見出しであれば、文章であれば、最後まで飽きずに読んでもらえるのか、真摯に検討することの重要性を痛感しました。日常作成する法律文書で、これくらい「読者」裁判所の視点を意識しているだろうか、自問自答させられます。

今号では、モニター座談会の様子を報告しています。いかに内容面で充実した記事であっても、読者に読んでもらえない場合は意味がありません。内容があり、かつ、読者の求める紙面作りを心掛けたらいいと思います。

(人権ニュース編集委員会 委員 李 春熙)

きっかけとして、難民行政の改善に向けた取組が加速していくことが期待されます。(人権擁護委員会第六部会委員 川本 祐一)